

| 質問   |                 | 浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例（案）に関するご意見<br>（原文）  | 原文ママ |
|------|-----------------|--|------|
| No.1 | 前文              | 人が人として尊重され、性別等による差別的取扱いを受けることなく生きることができるという当然の権利を実現するため、本条例は非常に意義のあるものだと思う。尊重されることで、当事者のみならずその家族、特に子どもにおいても、勇気をもらえる。 |      |
|      | 第1条             | 「市の責務」は、「市及び市民の責務」でないのはどうしてか。3条の基本理念を実現するためには、市民としても「役割」ではなく「責務」として協力していくべきではないのか。                                   |      |
|      | 第6条<br>（事業者の役割） | 企業として、性の多様性に「理解を深める」「配慮する」というだけにとどまらず、なにかもっと企業に対する働きかけは出来ないだろうか。   |      |
|      | 第7条<br>（教育の役割）  | 教育現場における性的マイノリティへの対応の重要性は、非常に大きなものとなってきていると感じる。「性の多様性を尊重する意識の形成に配慮した教育を行う」という表現で終わるのではなく、もっとしっかりと書いてもよいのではないのか。      |      |

|      |  |  |  |
|------|--|--|--|
| No.2 | （市の責務）<br>第4条  | 市の責務を具体的に記した点が素晴らしい。市内の環境の改善が進むことが予想される。市役所自体も性的マイノリティ当事者が利用しやすくなることが期待できる。不要な性別欄の削除、パートナーシップ証明等の速やかな導入に願う。市の責務として、市民の意識が変化したか、環境の整備は進んでいるのか等、定期的に調査・評価することも明記してほしい。                               |  |
|      | （市民等の役割）<br>第5条  | 市に関しては「責務」だったものが、市民等については「役割」となっており、トーンダウンしている印象。この条項を責務へと変更しても良いのではないのか。  |  |
|      | （事業者への役割）<br>第6条   | 市に関しては「責務」だったものが、事業者については「役割」となっており、トーンダウンしている印象。この条項を責務へと変更しても良いのではないのか。  |  |
|      | （教育の役割）<br>第7条   | 教育に関する取り組みについて歓迎している。以前、性的マイノリティの当事者らと行政へ期待することは何かという点について意見交換をしていた時に、「教育」をあげる人が多かった。いじめ、不登校を経験している当事者も多いように感じる。小学校、中学校において、自分自身も「男らしさ」から外れている男子生徒をからかった経験があり、今とても後悔している。次世代では、多様性を尊重できる教育を行ってほしい。 |  |
|      | 第8条  | （2）や（3）は特に、性的マイノリティ当事者に特有の人権侵害の具体的な場面が想定されており、それを防止するためにこのように明記されたことは非常に画期的だと思う。   |  |
|      | 第9条2   | 行動計画の策定にあたって、浦添市男女参画審議会の意見を聞くことが明記されているが、多様な性的マイノリティ当事者の声を聞く機会も必要ではないのか。   |  |
|      | その他  | 浦添市が条例という方法で、性の多様性を尊重する社会づくりに取り組むことを心から歓迎している。沖縄県に住む性的マイノリティ当事者の1人として、県内の他の市町村への波及を大いに期待したい。性の多様性に関する施策を検討している他市町村へ積極的に協力、情報発信してほしい  |  |
| その他  | 琉球大学法科大学院による素案を全く見るできない状態でパブリックコメントを募集することに強い違和感がある。ホームページで閲覧可能にするなど専門家の作成した素案もオープンにした上で、議論を促すべきである。琉球大学法科大学院による素案を閲覧可能とした上で、パブコメの募集期間を延長することはできないか。 |  |  |

|      |        |   |  |
|------|--------|---|--|
| No.3 | 第8条(1) | 「性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱い・・・」とあるが、今だに男であること、女であることで差別がなされている。この際に、性的マイノリティだけでなく、マジョリティへの差別的取扱いも禁ずべきだと思います。 |  |
|------|--------|---|--|

|      |   |  |  |
|------|---|--|--|
| No.4 | 条例制定について                                    | 他の自治体に先駆けて「性の多様性の尊重」を掲げる条例を制定されること、本当に素晴らしいと思います。今回の浦添市の行動に、たくさんの夢と勇気をもらう人々がいます。沖縄県民全体にとって大きな意義があると思います。   |  |
|      | P1. 前文3行目<br>P1. 第2条4号<br>P2. 第3条1号「性の形」    | セクシュアリティは有形無形のものだと思うので、性の「形」という表現に違和感があります。性の「あり方」が適切ではないでしょうか。  |  |
|      | P2. 第2条5号<br>「性的マイノリティ（性自認及び性的指向が多数者と異なる者）」 | 性的マイノリティの定義（カッコ書き部分）を「性別等が多数者と異なる者」としてはどうでしょうか。現状の条文では、性的マイノリティは「性自認」と「性的指向」に限定されています。しかし、これでは性表現が多数者と異なる方や、性の身体的な発達状態の多様性（DSDs、性分化疾患等）は第8条等で保護されないこととなります。そこで、第2条3号「性別等」を活用してはいかがでしょうか。 |  |

|   |   |
|---|---|
| P2. 第2条6号<br>「同居しているか否かを問わず恋人など親密な関係の者からの暴力」                | すばらしい条文だと思いました。昨今のDV防止法で指摘される課題についても目配りされており、浦添市の真摯な取り組み姿勢が伝わります。   |
| P3. 第5条<br>「市民の役割」  | 「市民の責務」とすべきです。<br>この規定は男女共同参画社会基本法 第10条「国民の責務」を前提に、どの自治体でもテンプレ的に導入されています（渋谷区条例第6条、豊島区条例第5条、世田谷区条例第5条、総社市条例第5条、那覇市条例第6条）。そこで、わざわざ「責務」を「役割」と言い換え、トーンダウンさせるのはなぜでしょうか。こうした読み替えは、本条例の理念・目的自体が損なわれるものだと思います。  |
| P3. 第5条1項<br>「…理解を深めるよう」                                    | 「理解を深め、これを実現するよう」とすべきです。<br>この規定は男女共同参画社会基本法 第10条「国民は…形成に寄与するよう努めなければならない」を前提に、各自治体でテンプレ的に導入されています（渋谷区条例第6条、世田谷区条例第5条、総社市条例第5条、那覇市条例第6条）。そして、そこでは理念を理解するだけでなく、「施策に協力する」、「実現する」と行動を要求するのが通常です。浦添市民にも、ぜひ理解するだけでなく行動をとまよう掲げていただきたいと思います。                         |
| P3. 第5条1項、2項ともに<br>末尾「…努めるものとする」                            | 各号の末尾を「…努めなければならない」とすべきです。<br>この規定は男女共同参画社会基本法 第10条 国民の責務を定めた条文の末尾「…努めなければならない」を前提に、どの自治体でもテンプレ的に導入されています（渋谷区条例第6条、世田谷区条例第5条、総社市条例第5条、那覇市条例第6条）。その中で、なぜ「努めなければならない」を「努めるものとする」と言い換え、トーンダウンさせるのでしょうか。こうした読み替えは、本条例の理念・目的自体が損なわれるものだと思います。                      |
| P3. 第6条<br>「事業者の役割」   | 「事業者の責務」とすべきです。<br>この規定は男女共同参画社会基本法を前提に、どの自治体でもテンプレ的に導入されています（渋谷区条例第7条、豊島区条例第6条、世田谷区条例第6条、総社市条例第6条、那覇市条例第7条）。そこで、わざわざ「責務」を「役割」と言い換え、トーンダウンさせるのはなぜでしょうか。こうした読み替えは、本条例の理念・目的自体が損なわれるものだと思います。   |
| P3. 第6条1項、2項ともに<br>末尾「…努めるものとする」                            | 各号の末尾を「…努めなければならない」とすべきです。<br>この規定はどの自治体でもテンプレ的に導入されています（渋谷区条例第7条、世田谷区条例第6条、総社市条例第6条、那覇市条例第7条）。そこで、わざわざ「努めなければならない」を「努めるものとする」と言い換え、トーンダウンさせるのはなぜでしょうか。こうした読み替えは、本条例の理念・目的自体が損なわれるものだと思います。   |
| P3. 第7条「教育の役割」  | 「教育の責務」とすべきです。<br>この条文は総社市の総社市男女共同参画推進条例 第7条をもとにされていると思うのですが、こちらの原文は教育の「責務」となっています。なぜ「責務」を「役割」にトーンダウンさせる必要があるのでしょうか。<br>現状の対応が足りていないものを見直し、取り組むための条文であるはずが、単なる努力規定のようになるのでは意味がないと思います。  |
| P3. 第7条本文の末尾<br>「…努めるものとする」                                 | 条文の末尾を「…努めなければならない」とすべきです。<br>この条文は総社市の総社市男女共同参画推進条例 第7条をもとにされていると思うのですが、こちらの原文は教育の「努めなければならない」となっています。なぜ「努めるものとする」にトーンダウンさせる必要があるのでしょうか。現状の対応が足りていないものを見直し、取り組むための条文であるはずが、単なる努力規定のようになるのでは意味がないと思います。   |
| P3. 第10条3項<br>「…提示されたときは、この条例の基本理念を尊重し、公平に取り扱うよう努めなければならない」 | 「…提示されたときは、この条例の基本理念を最大限尊重し、公平かつ適切な対応をしなければならない」としてください。<br>この条文は、渋谷区条例第11条1項および2項、豊島区条例の8条の3を原型に考案されたものと思いますが、「最大限」や「適切な対応」を削除し、また直接作為を求めるのではなく「努めなければならない」と努力義務にトーンダウンしています。<br>せっかく条例をつくり、市職員や市民と理念を共有して行動していこうというときに、ダウンさせた内容になっていくのでしょうか。非常にもったいないと思います。 |
| P3. 第12条  | 行政指導と、関係者名の公表等を明記してください。<br>ここで行政指導や関係者名の公表等を明記しておかなければ、違反があっても浦添市はなんら働きかけることができず、実効性が確保されません。第8条で禁止事項を列挙した意味もなくなってしまいます。どうして他の自治体条例にあるものを削って、わざわざトーンダウンしているのでしょうか（渋谷区条例第15条、豊島区条例第23条1項3号など）。  |

|            |  |
|------------|--|
| P3. 第12条   | 相談・苦情の申立先が市長になっていますが、苦情処理委員会への申立にしてください。<br>市長の判断だけでは、どのような経過でどういう判断になったのかが不透明ですが、苦情処理委員会であれば経過や判断の公平性・透明性が高まります（参考：豊島区条例第5章第21条以下、世田谷区条例第4章第11条以下）。   |
| P3. 条例 後段に | 条例の後段に、「浦添市男女共同参画推進条例、浦添市営住宅設置及び管理条例（平成10年浦添市条例第5号）、その他市条例の規定の適用にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない」という条文を新規に設置してください。<br>渋谷区条例の第16条に、同様の条文があります。この条文を入れることで、個別の条例改正にたよりきることなく、ふだんの市政運営でも性の多様性の尊重の理念が浸透される助けになると思います。 |

|      |   |
|------|---|
| No.5 | 浦添市が今回、この条例を制定しようとしている事に賛成です。広く、小さな子供からお年寄りまで、人権や性の多様性について理解のある街、そこに住む人たちになってくれることを期待しています。条例の理念が実現できれば、とても魅力的な浦添市になると思っています。 |
|------|---|

|      |  |   |
|------|--|---|
| No.6 | (前文)<br>本市では～取り組んできました。しかし～理解が広がらず<br>第4条(市の責務)<br>第9条(行動計画) | 市は「レインボー都市うらそえ宣言」を行ったり、パートナーシップ制度を導入したりと積極的に取り組んでいると思いますが、行政ばかりががんばっていて市民がついていけないイメージがあります。市、市民、企業、学校、浦添市にかかわるみんなと一緒に性の多様性や人権について考えることができるイベントや啓発活動を計画してほしいと思います。 |
|------|--|---|

|      |   |
|------|---|
| No.7 | 条例に関してはとても大切なことで関心深いことです。<br>宣言をすることで浦添市に住む方が「性の多様性」に向き合えるきっかけになれば良いと思います。その為には、ただ宣言をして市をアピールするだけではなく、具体的に取りくむ事、向き合い学ぶことが大切だと思いますが、ほとんどの条例には「努める」という言葉が最後につき、真剣さを感じません。たとえ、動きが無くても「努めています」と、いつでも逃げられる言葉のように思えます。宣言をして終わるのではなく、「パートナーシップ証明書」を発行するだけで終わるのではなく、その後のことも考えて整えていくことが課題だと思います。 |
|------|---|

|      |  |
|------|--|
| No.8 | ①条例化に際してのデータがないです。性の多様性という名称にあるように、人によって様々な悩みや葛藤を抱えていると思いますが、これについての データがないため、何が課題なのか、何が問題なのか、分かりません。緊急連絡網や業務マニュアルは作成されていますか。そして、それが条例の条文で活かされていますか。<br>②同じく、少し唐突な感ではありましたがレインボー宣言をして、新聞で紹介され、広報にも華々しく掲載されました。その後の記載のように男女共同参画行動計画の中でも対策が取られた上で今日を迎えている。そのはずですが、事業を実施している所管部署自身が、差別や偏見が残っているというのは、どういうことでしょうか。性別や、門地での差別は、日本国憲法でも禁止されています。条例が、必要ですか。これまで、啓発講演、電話相談、誰でもトイレを設置している中で、これ以上何が足りなくて、どうしたらいいのかが見えない。多くの課題とは、何でしょうか。要綱でもよろしいのではないですか。<br>③添付として、概要がありますが、概要になっていません。条例自体、どこかの自治体を参考としていると思いますが、本土の自治体のサイトには、イラストと逐条解説や様々なデータが紹介されているはずですが。確認をして、そこまでパブリックコメントに載せないと、素人に条例だけ見せて「どうぞ」と言われても難しいです。その自治体に、許可を取って仕入れてください。<br>④第2条に定義規定がありますが、後半にはその定義規定があまり使われず、総花的になっています。条例から、立法者の気持ちが伝わりません。ちなみに第2条にある「市民等」も第1条に既出なので、第1条で定義すべきだと思います。また、多様性と言いながら、「市民等」と一括りにするのはいかがかなと思います。もしかししたら、それが周知がうまくいかない原因ではないでしょうか。<br>⑤条例とは、自治体としてのアイデンティティを形にするものであるもので、立法事実と立法者の思いがないと、パフォーマンスで終わってしまう虞があります。そもそも、条例化したら、何が変わるのでしょうか。変わるとしたら、どう変わるのでしょうか。<br>⑥前文に唐突感があります。本市では、市民憲章をはじめ、日本国憲法第11条の基本的権利や第25条の生存権および国民生活の社会的進歩向上に努めてきたはずですが。突然、レインボー宣言が出てきた訳ではないと思います。そういったことを前提に努力してきた中で、国連憲章等で、新しい人権の在り方が示され、何かあったからレインボー宣言が行われたのではないのでしょうか。 |
|------|--|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>⑦性の多様性を認め合うことは(すなわち)、人権が守られる平和で豊かな社会につながっていく。とありますが、条例でありながらソクラテスの法的三段論法になっていないので、ピンと来ません。性の多様性を認めることが、どうして平和で豊かな社会につながるのか、説明が必要ではないでしょうか。この辺からも、立法者の熱を感じません。前文三段目も同じですね。</p> <p>⑧法律では、全文を置く場合には章と目次も合わせて記載すべきとなっていると思いますが、確認してください。</p> <p>⑨「性別等」及び「差別的」とありますが「〇〇的」という表現からも、前文として曖昧にしているのでしょうか。では、なぜ条例を作るのか、「よって」以降が伝わりません。</p> <p>⑩差別的行為をする私人や法人に対する何らかの公権力の行使や罰則が想定されてませんが、例えば、居酒屋で入店を断られた、民泊を含む宿泊施設で宿泊を断られた場合、公権力を行使すべき行政は、この条例で何ができるのでしょうか。</p> <p>⑪パートナーシップ証明書を配布するようですが、上位法では診断書等を要件としているようですが、上位法との整合性はいかがでしょうか。</p> <p>⑫学校とありますが、中学校でスカートが嫌だという生徒がいたら、ズボンを認めるのですか。この問題は、あらゆる部門のコンセンサスを必要とすると思いますが、反響や慣習を想定せずに、条例化を簡単に考えていませんか。</p> <p>⑬相談と単にありますが、法的相談はどこにしたらいいですか。顧問弁護士を活用しますか。市民相談室に回しますか。</p> <p>⑭当該条例は、議会のスケジュールに合わせて、国や県との調整や、骨子づくり、当事者の意見などを省いて作られてませんか。</p> <p>⑮ハラスメントやDVが条文に盛り込まれてますが、事務局にも混乱が見られます。そうであれば、既存の条例の一部改正でよいのではないのでしょうか。性の多様性と何の関係があるのですか。また、明治時代、日本に初めてポアソナードが民法を持ち込んだ際、家制度が壊れると大混乱が起きました。今は令和ですが、未だにそういう方はいます。同性同士で里子を迎えることに抵抗を感じる方などがそうです。条文のつくりが甘いと、批判の対象となり、場合によっては日本国憲法第24条や民法第731条を根拠に訴訟を起こされる可能性もありますが、訴訟に耐えられる条文づくりをされてますか。</p> <p>⑯本件は、国際的にみてもまだキリスト原理主義は反対を表明していますし、当該条件等も今後流動的に変化していくものと思われます。そこで、附則の中に3年定期に見直す旨の規定が必要ではないでしょうか。そもそも、なぜ、附則をカットしているのでしょうか。〇月〇日でも構いませんので、載せてください。一番権利に関わるのが附則です。そして、証明書等の条文の適用は、機運が高まる迄又は規則に委任するとしてもいいのではないのでしょうか。</p> |
|--|--|

|      |   |
|------|---|
| No.9 | <p>条文の前にある文章は前文にあたりますか？そうであるならば冒頭に「～取り組んできた」の出だしはどうかと思います。渋谷区のように「日本国憲法に定める～尊重～」というような理念が入った方が深みのある条例になると思う。</p> <p>1条</p> <p>性別を強調するよりも「個人の尊重」を強調した方がいいと思う。</p> <p>6条</p> <p>事業者として採用・待ぼう・賃金における就業条件について明記必要</p> <p>8条</p> <p>マイノリティに少数派という言葉自体が差別用語ではないか、13人に1人いると言われているのに</p> <p>9条</p> <p>「毎年1回実態状況を公表する」を追加すべき、市民は知りたい。</p> <p>9条</p> <p>全体的に「～努めるものにする」ではなく「～しなければならない」という文言にすべきでは？</p> |
|------|---|

|       |  |
|-------|--|
| No.10 | <p>(目的)</p> <p>第1条この条例は、性の多様性を尊重する社会を実現するため、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人が人として尊重され、性別等による差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>・市の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し<br/>→具体的には「性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画」、及び規則等で規定するのですか？</p> |
|-------|--|

|  |   |
|--|---|
| <p>(性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画)<br/>第9条 市は、性の多様性を尊重する社会を実現する施策を総合的かつ計画的に推進するために、性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、これを公表するものとする。この場合において、行動計画は、浦添市男女共同参画推進条例(平成19年条例第38号。以下「男女共同参画条例」という。)第9条第1項に規定する男女共同参画行動計画と併せて策定することができる。</p> | <p>→「性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画」は、単独で策定し、改訂および関連する男女共同参画行動計画と併せて策定することを想定しているのですか？</p> <p>→また、市第5次総合計画の策定に際し、SDGsの目標にも掲げているジェンダーフリー(男女平等)との整合はどのように検討されましたか？</p> |
| <p>その他(関連事項として)<br/>・ 条例制定後の取組みについて</p>  | <p>→ロードマップ、アクションプランについて、教えてください。</p>  |

|              |               |   |
|--------------|---------------|---|
| <p>No.11</p> | <p>第2条(7)</p> | <p>ハラスメントの周知が、大切だと思います。しかし、行政機関の中でも当り前の様に無神経な対応が見られます。ミソジニーが溢れています。<br/>掲げるだけにならないように、市は率先して手本になるよう示して欲しい。</p>  |
|              |               | <p>医療現場でも、性別による偏見が多くあります。治療など、どうしても生物学的な性別が必要な場もあるだろうけれど、その人のセクシュアリティを優先して欲しいと思います。(別に聞き取り等しなくとも、多様な性を念頭に置いて接すればいいのです) 医療関係へは「努める」ではなく、責務として厳しく明記してほしい。</p>   |
|              |               | <p>私は、浦添市では、セクシュアルマイノリティーのサポートを行政の長がトップダウンで行なって来たと感じている市民の1人です。<br/>もともと、浦添は、市民の中に多様性がとぼしいと感じて育ちました。古くからの地域が多く、商業地域も小さく、人の流動性が少なかったように思います。那覇市のように、イベントなどもなく、「いろんな人がいて、いろんな性があるということ」が広く行き渡らせることができていません。そんな中、スピードを持って広めていくのは、かなり厳しいでしょう。でも、市民の皆が、自分ごととして捉えられるように、条例がエンジンになってほしいと期待しています。</p> |
|              |               | <p>パートナーシップ条例となっていますが、シングルで生きている人も多くいます。セクシュアルマイノリティーの子だけでなく、老いを見前に、立ちすくむセクマイもいるのです。守られる制度も無く、若い時を異性愛中心の社会をサバイブしてきた人が。</p>  |
|              |               | <p>昨日、福岡市と熊本市が協定をむすびました。このように、「より良く」広がるように、してほしいです。<br/><br/>ハーモニーセンターの皆様ありがとうございます。がんばっていきましょう！！</p>   |